

令和4年3月三種町議会定例会会議録

令和4年3月18日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	三 浦 敦	2 番	平 賀 真
3 番	伊 藤 千 作	4 番	
5 番	児 玉 信 長	6 番	清 水 欣 也
7 番	加 藤 彦次郎	8 番	後 藤 栄美子
9 番	成 田 光 一	10 番	大 澤 和 雄
11 番	高 橋 満	12 番	工 藤 秀 明
13 番	堺 谷 直 樹	14 番	安 藤 賢 藏
15 番	小 澤 高 道	16 番	金 子 芳 継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町 総 務 課 長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
税 務 課 長	石 井 靖 紀	企 画 政 策 課 長	工 藤 一 嗣
福 祉 課 長	小 松 仁	町 民 生 活 課 長	荒 川 浩 幸
農 林 課 長	清 水 真	健 康 推 進 課 長	佐 々 木 恭 一
建 設 課 長	工 藤 伸 也	商 工 観 光 交 流 課 長	牧 野 誠 一
琴 丘 支 所 長	進 藤 敦	上 下 水 道 課 長	近 藤 光 明
会 計 課 長	渡 邊 裕 子	山 本 支 所 長	皆 川 和 華 子
教 育 次 長	平 澤 仁 美	教 育 長	藤 田 良 博
	後 藤 誠	農 業 委 員 会 事 務 局 長	嶋 田 修 一

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 任	齊 藤 亜 美		

一、本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------------------------|---|
| 第 1 | 議案第 2 号 | 令和 3 年度三種町一般会計予算の補正について |
| 第 2 | 議案第 3 号 | 令和 3 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について |
| 第 3 | 議案第 4 号 | 令和 3 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について |
| 第 4 | 議案第 5 号 | 令和 3 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について |
| 第 5 | 議案第 6 号 | 令和 3 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について |
| 第 6 | 議案第 7 号 | 令和 3 年度三種町水道事業会計予算の補正について |
| 第 7 | 議案第 8 号 | 令和 3 年度三種町下水道事業会計予算の補正について |
| 第 8 | 議案第 9 号 | 三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第 9 | 議案第 10 号 | 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第 10 | 議案第 11 号 | 三種町特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 第 11 | 議案第 12 号 | 三種町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第 12 | 議案第 13 号 | 三種町立学校設置条例の一部改正について |
| 第 13 | 議案第 14 号 | 三種町下岩川診療所条例の廃止について |
| 第 14 | 議案第 15 号 | 三種町小新沢生活改善センター設置条例の廃止について |
| 第 15 | 議案第 16 号 | 町道路線の廃止について |
| 第 16 | 予算特別委員会の審査報告 | |
| 第 17 | 事件訂正の件 | |
| 第 18 | 議案第 17 号 | 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について |
| 第 19 | 議案第 18 号 | 令和 4 年度三種町一般会計予算について |
| 第 20 | 議案第 19 号 | 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について |
| 第 21 | 議案第 20 号 | 令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第 22 | 議案第 21 号 | 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について |
| 第 23 | 議案第 22 号 | 令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について |
| 第 24 | 議案第 23 号 | 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算について |
| 第 25 | 議案第 24 号 | 令和 4 年度三種町水道事業会計予算について |
| 第 26 | 議案第 25 号 | 令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について |
| 第 27 | 陳情付託委員会の審査報告（発委第 1 号の上程） | |
| 第 28 | 陳情第 1 号 | 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書 |
| 第 29 | 陳情第 2 号 | 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 |
| 第 30 | 発委第 1 号 | 最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について |
| 第 31 | 発委第 2 号 | 三種町議会委員会条例の一部改正について |

第32 発議第 1 号 ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について

第33 閉会中の継続調査の件

追加日程第1 三浦 敦議員ほか6名の議員辞職の件

追加日程第2 成田光一議員ほか7名の議員辞職の件

議長 金子芳継は、令和4年3月18日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

本日の日程について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（工藤秀明）

委員長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第3号のとおり、既に上程、付託されております議案及び陳情の審議のほか、町長提出の事件訂正の件、委員会提出の意見書案1件、委員会提出の条例議案1件、議員提出の決議案1件を追加上程とすることにしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1. 議案第2号「令和3年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、加藤彦次郎議員。

7番（加藤彦次郎）

1点だけお聞きします。補正予算の一般会計17ページです。町有地売払い、それから物品売却、土砂の売払いについて説明してください。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。まず物品売払いの件でございますが、町有自動車、消防車4台、それから普通自動車3台の7台分の売払いでございます。

それと、土砂につきましては、大口字駒隠3の20の砂を売った分でございます。

議長（金子芳継）

7 番。

7 番 (加藤彦次郎)

町有地の売却については。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

町有地売却につきましては、鵜川字東谷地 6 3 番地の 1、水路等雑種地でございますが、使用者の土地に囲まれた水路を売却してほしいということで、売却しております。

面積は、109.5 平米でございます。

議 長 (金子芳継)

7 番。

7 番 (加藤彦次郎)

物品売払いの消防自動車 4 台、一般の自動車 3 台ということなんですけれど、これは 1 2 月議会から 3 月議会の間に売れたということなんですか。

それより以前に売れたとすれば、ここの補正ではなくて、売れた時点で計上すべきものかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

公募につきましては、8 月いっぱいを実施しておりまして、8 月いっぱいでございます。それで確定したのが 9 月の中頃だと記憶しておるんですが。

まず、1 2 月計上すればよかった点もありますが、まず確定をもってこの時期に補正計上したということでございます。（「終わります」の声あり）

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。6 番、清水欣也議員。

6 番 (清水欣也)

補正予算の 3 4 ページと、それからこれは 7 ページにも関連しますので、この 2 ページの関連で質問いたします。

3 4 ページをご覧ください。

これの子育て交流施設費、3,600 万の財源補正の問題であります。7 ページのこの地方債の補正、これと関連するわけですがけれども、質問はこの 3,600 万、この地方債が減じられたこの補正の理由をお聞かせ願いたいと、そういうことでございます。総務課かな。総務課長のほうがいいかもしれませんね。

議 長 (金子芳継)

答弁は。

ちょっと待ってください。

若干休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

議長（金子芳継）

会議を再開いたします。

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

申し訳ありません。お答えいたします。

事業費が確定した上で、起債対象外事業費、備品購入費等、その分が対象外となったことから、減額となっております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

これ予算計上するに当たっての便法にもなるんですよ。というのは例えば、1億円の事業があったとしますよ。これは非常に大事な事業だから、1億円の財源はちゃんと確保していますので、なんとか皆さん、これを議決してください、財源はちゃんとありますから、なんて、ああそうか、それでオーケーしたとします。それで年度末に、いや実は、割当てがなかったから、これが対象外でしたから、これはなりませんでした。したがって一般財源1億円を財源補正します、振替しますなんていうこともできるわけですよ。

ですから、例えば今の、遊具のですか、これ3,600万円は。何の説明なんですか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。先ほど総務課長が申し上げましたとおり、工事費の確定に伴いまして、起債対象外の経費の部分を減額したことによるものでありますけれども、内容といたしましては、照明器具ですとか、建具、タイルカーペットそういったものでございまして、あくまでも工事費の中の対象外経費の部分の減額ということでご理解いただきたいと思います。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

それは最初から対象外ということをつからなかったんですか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。

細かいところまでは把握できておりませんでしたので、当初の起債額からは除いてございました。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

3, 600 万円を一般財源から自分の財布から出しますなんて、そう簡単に出せるもんかなというふうに思いますよ。

ひとつ正確な予算把握をしていただきたいと思います。

以上であります。

議 長 （ 金子芳継 ）

ほかにありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 2 号「令和 3 年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 3 号「令和 3 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 3 号「令和 3 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議 長 （ 金子芳継 ）

日程第３．議案第４号「令和３年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第４号「令和３年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認め、よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第５号「令和３年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５号「令和３年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第６号「令和３年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 6 号「令和 3 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。
日程第 6. 議案第 7 号「令和 3 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 7 号「令和 3 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。
日程第 7. 議案第 8 号「令和 3 年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 8 号「令和 3 年度三種町下水道事業会計の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 9 号「三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 9 号「三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 10 号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め討論を終わります。

議案第 10 号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第１１号「三種町特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め討論を終わります。

議案第１１号「三種町特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

日程第１１．議案第１２号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第１２号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第１３号「三種町立学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 13 号「三種町立学校設置条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。
日程第 13. 議案第 14 号「三種町下岩川診療所条例の廃止について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 14 号「三種町下岩川診療所条例の廃止について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
日程第 14. 議案第 15 号「三種町小新沢生活改善センター設置条例の廃止について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
5 番、児玉信長議員。

5 番 （ 児玉信長 ）

先日いただいた三種町公共施設等総合管理計画改訂版の案なんですけれども、その冊子の中に 40 ページなんですけれども、この中に総、施設総量削減するため云々、集会所として利用されていない小新沢生活改善センター、山本就業改善センターなどを除却を図りますということが書かれております。

この計画に乗っ取った今回の条例の廃止等なんですか。

議長（金子芳継）

琴丘支所長。

琴丘支所（渡邊裕子）

長 当施設は建物の老朽が著しいこと、それから施設利用者が低調であること及び当地域の小新沢自治会が別に集会所を要していることを踏まえ、施設を廃止することとしております。

この件については、さきに議員もおっしゃられた三種町公共施設等総合管理計画に従い進めていきたいと考えております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

当然集会所が2つあるわけなんですけれども、自治会の集会所と町の集会所ということ、センターということで2か所あるわけなんですけれども、利用率が少ないということは分かっております。

そこで、これはやはり廃止に伴うということは当然集落の自治会長あたりからの同意を得なきゃならないと思うんですけれども、そういう手順等はどのようなになっているのでしょうか。

議長（金子芳継）

琴丘支所長。

琴丘支所（渡邊裕子）

長 平成28年2月4日付で今後の利用がなく、かつ令和3年1月18日付で指定管理協定を締結する意思がない旨を報告を得ています。

さらに、令和4年1月17日付で文書で行政財産が普通財産へ移行されること、それから除却の方向であることを自治会のほうから異議ないことを書面でいただいております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

今後議決された暁には町有地としてずっとそのままの状態に置かれるのか、もし集落でこの後必要だと、何人かの方々がその建物が必要だというふうになった場合には、それを譲渡できるような形にはできないでしょうか。必要とした場合にそれを譲渡したいと、何人かのグループが、そういった場合には譲渡できるのでしょうか。

議長（金子芳継）

琴丘支所長。

琴丘支所（渡邊裕子）

長 行政財産から普通財産へこれが可決されると移ります。あと、3月15日のある報道によっては、由利本荘市の例がありまして、自治会へもし必要な方が、地元町内会や自治会への譲渡を進めているというような記事も載って

おりましたので、維持管理にかかるコストの削減を目的とすれば、そういうことも考えられるのかとは思いますが、管理計画の担当課とも話し合って進めていきたいと思っています。

議 長 （ 金子芳継 ）

5 番。

5 番 （ 児玉信長 ）

総務課長からご答弁願えればと思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

総務課長。

総務課長 （ 石井靖紀 ）

お答えいたします。このセンターが建っている土地につきましては、私有地となっております、建物が町の財産ということになっております。支所長も申し上げていましたとおり、建物、大分老朽化しておりますので、その価値を試算した上で、地元の利用者のどういう形で利用したいかという声も伺いながら、譲渡できるかどうかは町のほうで前向きに検討していきたいと考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）

5 番。

5 番 （ 児玉信長 ）

必要というときにはいろいろ手続等があると思うんですけれども、どうかそのときにはよろしくお願いしたいと、かように思いますので、それでこれは、今回の処分の第1弾なんですか。この計画に沿って行きますと、これが小新沢改善センターがこれに乗っ取っております。次が就業改善センターという形で、今回が第1弾の廃止手続になるんですか。今後この後もずっとやはり、こういう計画に乗っ取った廃止手続をしていくわけなんですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

総務課長。

総務課長 （ 石井靖紀 ）

いずれ計画は進める必要があります、現在の利用状況とか施設の耐用年数を見ながら、徐々に進めてまいりたいと思っております。（「終わります」の声あり）

議 長 （ 金子芳継 ）

ほかにありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 15 号「三種町小新沢生活改善センター設置条例の廃止について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 16 号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 16 号「町道路線の廃止について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16. 予算特別委員会より審査報告を求めます。予算特別委員長。

予算特別 (堺谷直樹)

委員長 本委員会に審査を付託されました令和 4 年度当初予算議案につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

議案第 17 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」から議案第 25 号「令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について」までの 9 議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会は、議案第 18 号に対し、次の意見を付すことといたしました。

三種ふるさと便事業の対象者については、学生のみに限定することなく、同年代の社会人にまで拡充することを望む。

以上、審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

以上で、予算特別委員長の報告を終わります。

日程第 17. 事件訂正の件を議題といたします。町長より、事件訂正の説明を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

私から事件の訂正についてご説明いたします。このたび、訂正をお願いいたします議案は、議案第18号「令和4年度三種町一般会計予算」及び議案第19号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」の2件でございます。

訂正内容でございますが、お配りした資料のとおり令和4年度当初予算案で計上のない廃目すべき目が記載漏れとなっていたものでございます。なお、各会計の予算額、予算特別委員会補助資料の予算額及び予算書のページ番号に影響はございませんが、議員の皆様にはメモ等の写し替えなど、大変お手数をおかけしますことを深くおわび申し上げますとともに、訂正の許可について、お取り計らいくださるようお願い申し上げます。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長の事件訂正の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております事件訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、事件訂正の件は、許可することに決定いたしました。

日程第18．議案第17号「令和4年度三種町温泉事業特別会計への繰入れについて」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め討論を終わります。

議案第17号「令和4年度三種町温泉事業特別会計への繰入れについて」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19．議案第18号「令和4年度三種町一般会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤千作議員。

3 番 （ 伊藤千作 ）

令和4年度一般会計予算について。町長の施政方針で、情報通信技術を活用した行政手続のデジタル化を推進しますと述べておりますが、マイナンバーカードの普及を軸に個人情報の一括管理を強め、監視社会を本格化さ

せ、憲法１３条が保障するプライバシーの侵害する恐れのあるものであります。デジタル化は行政手続きのオンライン化など、効率的運用に寄与する側面があることも否定はしませんが、人と人との対面によって一人の実態に沿って、きめ細かなサービスの提供が求められるケースが多くあり、デジタル化だけで行政サービスの質の向上にはつながりません。

中学校統廃合問題については、新中学校建設場所がどこだからいい、悪いというつもりはありませんが、学校をめぐる町民アンケート結果では統合を望む意見は少数であったとのことでした。そうであるならば、仮に統廃合計画を検討提案する場合は、現状維持が選択肢として残して提案検討すべきであったが、そうになっておりません。

給料のアップ、働く人の正社員化が大きな課題になっている中、役場がワーキングプアをつくり出している臨時職員等は、正規職員と同等の仕事を一生懸命こなしているが、賃金労働条件は極めて劣悪、臨時職員の正規職員化の計画を立てていくべきだと思います。主要事業には福祉、教育、子育て等大いに評価できるものがありますが、さきに述べた点など不十分な予算となっております。

よって、令和４年度一般会計予算については、反対であります。以上です。

議長（金子芳継）

ほかに討論ありませんか。１２番、工藤秀明議員。

１２番（工藤秀明）

私は一部において、納得のできない部分もありますが、予算の全体を見ると賛成の立場から討論いたします。

令和４年２月２５日の全員協議会において、統合中学校の建設は山本中学校敷地内に決定された旨の報告がありましたが、私はこれには反対の立場であります。

そのため、三種町立学校再編整備準備事業がその決定を前提に進められることは残念であります。

しかしながら、今定例会に上程された令和４年度当初予算は４月以降の経常経費を中心とした予算であり、また初めての公営選挙予算も盛り込まれておりますから、遅滞なく執行されるためにも可決すべきものと考えます。

よって、本予算には賛成します。

議長（金子芳継）

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第１８号「令和４年度三種町一般会計予算について」の採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

なお、起立しない場合は、原案に反対とみなします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (金子芳継)

着席してください。

起立多数です。よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 19 号「令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。3 番、伊藤千作議員。

3 番 (伊藤千作)

令和 4 年度国民健康保険特別会計予算について。国、自治体が予算を組む最大の目的は、住民の命と健康、暮らしや権利を守ることです。1960 年の有名な朝日訴訟第一判判決は、社会保障と予算の関係について、国には国民に健康で文化的な生活を具体的に保障する義務がある。それは、予算の有無によって決めるのではなく、むしろそれを指導し合意しなければならないと明確な判決を下しました。今こその原点に立ち返るときではないでしょうか。

国や自治体当局を相手に国保財政の問題を論じると、最終的にぶつかるのは、お金か命かという問題であります。国民皆から集めたお金は、国民の命を守るためにこそ使わなければなりません。これは、3. 11 の大震災と原発事故が日本国民に突き付けた痛苦の教訓ではなかったでしょうか。国保加入者は低所得の人が多く、保険料に事業主負担がないことなどで保険税の負担が重くなります。したがって、負担軽減に努めるべきだと考えます。子供の均等割減免も国の制度として一部始まりましたが、今後負担軽減の拡大を図っていくべきであります。基金の取り崩しを行って、国保の負担軽減を図っていくことは可能であるにもかかわらず、積極的な姿勢は見られません。

よって、令和 4 年度国民健康保険特別会計予算には反対であります。以上です。

議長 (金子芳継)

ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 19 号「令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (金子芳継)

着席してください。

起立多数です。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21. 議案 20 号「令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 20 号「令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 21 号「令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 21 号「令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 22 号「令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め討論を終わります。

議案第２２号「令和４年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２４．議案第２３号「令和４年度三種町温泉事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め討論を終わります。

議案第２３号「令和４年度三種町温泉事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２５．議案第２４号「令和４年度三種町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め討論を終わります。

議案第２４号「令和４年度三種町水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２６．議案第２５号「令和４年度三種町下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め討論を終わります。

議案第 25 号「令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27. 陳情付託委員会より審査報告及び説明を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設 (堺谷直樹)

常任委員長 産業建設常任委員会に付託されておりました陳情につきましては、3 月 7 日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第 1 号、「最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める陳情書」につきましては、最低賃金の改善については、各都道府県の最低賃金審議会や労働局が、その地域における企業の実態等についても勘案した議論をされるべきものと判断し、不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情第 2 号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

なお、当該陳述の趣旨の実現を図るため、発委第 1 号、最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について、を提出いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

産業建設常任委員長の報告等を終わります。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告等を終わります。

日程第 28. 陳情第 1 号「最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める陳情書」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第1号「最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (金子芳継)

起立少数です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第29. 陳情第2号「最低賃金の改善にあたり、中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第2号「最低賃金の改善にあたり、中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第30. 発委第1号「最低賃金の改善にあたり、中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第1号「最低賃金の改善にあたり、中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第31. 発委第2号「三種町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

議会運営委員会より提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営（ 工藤秀明 ）

委員長 発委第２号、三種町議会委員会条例の一部改正について、ご説明いたします。

議員定数の削減により常任委員会の委員定数について見直し、併せて所要の改正を行うため、地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに三種町議会会議規則第１３条第３項の規定により本議案を提案し、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長（ 金子芳継 ）

議会運営委員長の提案理由の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第２号「三種町議会委員会条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第２号は原案のとおり可決されました。

換気休憩のため、１０分間休憩取ります。１１時１５分とします、開会時間。

午前１０時５９分 休 憩

午前１１時１４分 再 開

議長（ 金子芳継 ）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３２．発議第１号「ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について」を議題といたします。

工藤秀明議員より提案理由の説明を求めます。工藤秀明議員。

１２番（ 工藤秀明 ）

発議第１号、ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について、ご説明い

たします。

ロシアによるウクライナの主権侵害に強く抗議し、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を完全かつ無条件で即時に撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるとともに、政府においては、国際社会と連携し、情報収集に努め、邦人の確実な保護やわが国への影響対策について万全を尽くすよう求める必要があるため、第2項の規定により本決議を提出し、議会の議決を求めるものであります。

決議文を朗読いたします。

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議案。

ロシアは、2月24日にウクライナへの軍事侵攻を行い、同国に対して甚大な人的かつ物的被害を与え続けている。

このことは、国際社会の平和と秩序、安全を脅かすもので、国連憲章に違反する行為であることは明らかであり、断じて容認できない。

よって、三種町議会は、これに強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍の完全かつ無条件での即時撤退を強く求める。

また、政府においては、国際社会と連携した戦争を止めるための具体的な行動、邦人の確実な保護、わが国への影響対策等に万全を尽くすよう強く要請する。

以上、決議とする。

令和4年3月18日、秋田県山本郡三種町議会。

以上、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

工藤秀明議員の提案理由の説明を終わります。

本案は、全議員発議による案件であるため、質疑及び討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。発議第1号「ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第33. 「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

各委員長から委員会において、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によってお手元に配付いたしました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休 憩

午前 11 時 25 分 再 開

議長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

全議員から議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「三浦 敦議員ほか6名の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、「成田光一議員ほか7名の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、「三浦 敦議員ほか6名の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、「成田光一議員ほか7名の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 「三浦 敦議員ほか6名の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三浦 敦議員、平賀 真議員、伊藤千作議員、児玉信長議員、清水欣也議員、加藤彦次郎議員、後藤栄美子議員の退場を求めます。

(三浦 敦議員、平賀 真議員、伊藤千作議員、児玉信長議員、清水欣也議員、加藤彦次郎議員、後藤栄美子議員 退場)

議長 (金子芳継)

ただいまの出席議員数は8名であり、定足数に達しております。

本件はいずれも令和3年12月10日決議により、令和4年5月31日をもって議員の辞職を願い出るものであるため、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

三浦 敦議員、平賀 真議員、伊藤千作議員、児玉信長議員、清水欣也議員、加藤彦次郎議員、後藤栄美子議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 （ 金子芳継 ）

異議なしの声であります。よって、ご異議ないと認めます。

よって、三浦 敦議員、平賀 真議員、伊藤千作議員、児玉信長議員、清水欣也議員、加藤彦次郎議員、後藤栄美子議員の議員辞職を許可することに決定しました。

三浦 敦議員、平賀 真議員、伊藤千作議員、児玉信長議員、清水欣也議員、加藤彦次郎議員、後藤栄美子議員の入場を求めます。

（ 三浦 敦議員、平賀 真議員、伊藤千作議員、児玉信長議員、清水欣也議員、加藤彦次郎議員、後藤栄美子議員 入場、着席 ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

追加日程第2. 「成田光一議員ほか7名の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、成田光一議員、大澤和雄議員、高橋 満議員、工藤秀明議員、堺谷直樹議員、安藤賢藏議員、小澤高道議員、金子芳継議員の退場を求めます。

（ 成田光一議員、大澤和雄議員、高橋 満議員、工藤秀明議員、堺谷直樹議員、安藤賢藏議員、小澤高道議員、金子芳継議員 退場 ）

副 議 長 （ 三浦 敦 ）

議長が退場したため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議事を行います。

ただいまの出席議員数は7名であり、定足数に達していませんが、地方自治法第13条ただし書の規定により、引き続き会議を開きます。

会議録署名議員に欠員ができましたので、2番、平賀 真議員及び3番、伊藤千作議員を補充指名いたしました。

本件はいずれも令和3年12月10日決議により、令和4年5月31日をもって議員の辞職を願い出るものであるため、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

成田光一議員、大澤和雄議員、高橋 満議員、工藤秀明議員、堺谷直樹議員、安藤賢藏議員、小澤高道議員、金子芳継議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

副 議 長 （ 三浦 敦 ）

ご異議ないものと認めます。

よって、成田光一議員、大澤和雄議員、高橋 満議員、工藤秀明議員、堺谷直樹議員、安藤賢藏議員、小澤高道議員、金子芳継議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

成田光一議員、大澤和雄議員、高橋 満議員、工藤秀明議員、堺谷直樹議員、安藤賢藏議員、小澤高道議員、金子芳継議員の入場を求めます。

（ 成田光一議員、大澤和雄議員、高橋 満議員、工藤秀明議員、堺

谷直樹議員、安藤賢藏議員、小澤高道議員、金子芳継議員 入場、着席)

副 議 長 (三 浦 敦)

議長と交代いたします。

議 長 (金 子 芳 継)

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年3月三種町議会定例会を閉会いたします。

.....

午前11時34分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 金 子 芳 継

三種町議会副議長 三 浦 敦

三種町議会議員 平 賀 真

三種町議会議員 伊 藤 千 作

三種町議会議員 堺 谷 直 樹

三種町議会議員 安 藤 賢 藏

